

民法学のあゆみ

加賀山茂「民法六一三条の直接
訴権《action directe》について
(一一・二・完)」阪大法学一〇二
—三—

鈴木祿彌「いわゆる直接請求権
の承認をめぐる利益衡量」民商
法雑誌七八巻臨時増刊号(1)

一 民法六一三条が貸借人の転借人に
対する直接請求権を認めたものであるこ
とを、立法過程の検討によって確定し、
そのような構成によって適法転貸借にま
つわる諸問題が明快に解決される、と主
張するのが、加賀山論文である。加賀山
氏は、梅謙次郎・民法要義巻之三、法典
調査会・民法議事速記録などによって、
民法六一三条がフランス民法典一七五三
条を通じて発展した action directe の制
度を導入したものにほかならない、と説
いたのち、フランスにおける直接訴権概
念にならって、「制定法または判例によ
って特に保護に値すると認められた債権
者が、債権の弁済を得るために、その債

権と密接な関連を持つ債務者の第三債務

者に対する債権を、自己の名で、かつ、
自己の権利として、第三債務者に対し
行使しうる権利」(一〇二号八七頁)を、
直接訴権(その名称にかかわらず、実体
法上の権利＝直接請求権である)とし
て、わが法でも認めようとする——立法
過程の検討を通じて、民法六一三条によ
って民法三一四条の先取特権を制限しよ
うとするのが、立法者の意思であったこ
とを確認している点は、注目に値する
——。この直接訴権の特徴は、(1)直接訴
権の効力が生じたのちは、第三債務者
に対する債権の差押があったときと、同様
の効果を生じ、(2)債権者は(中間)債務
者に対する他の債権者の競合を排除し
(債権者平等主義の例外)、(3)中間債務者
(と第三債務者はそれぞれの債務額が重なる
限度で不真正連帯債務を負う、ところ
に認められる。換言すれば、直接訴権の
要件の充足により、中間債務者の第三債
務者に対する債権が、直接訴権を行使す
る債権者に移転する、こととなる。

二 右のように説いてきた氏は、民法
六一三条の直接訴権の要件と効果につい

て、以下のごとく述べる。適法転貸借
(背信的行為と認められるに足らない特段の
事情のある無断転貸を含む)における、
賃貸借契約に基づく賃貸人の権利の存
在、転貸借契約に基づく義務の存在によ
って、転借人に対する賃貸人の直接訴権
が生じ、これを行使したときにその効果
が発生する——ところで、民法六一三条
一項後段の例外規定は、借賃の前払から
「詐欺的な支払」を法律上推定するにす
ぎず、前払でも詐欺的でないことを転借
人が立証すれば、賃貸人に対抗しうるこ
とに、留意すべきである——。賃貸人が
転借人に対して直接訴権を行使するため
に、賃貸人に対する催告は必要でなく、
賃貸人の資力の有無も問題とならない
が、訴訟で直接訴権が問題となるときは
賃借人への訴訟告知を要する。直接訴権
を行使したときは、転借人に対する直接
の法律関係が発生し、一に直接訴権の特
徴として挙げた諸効果を生じる。加賀山
氏はかような効果を有する直接訴権を賃
料ない転借料の支払関係に限定して認
めるばかりでなく、ひろく、賃貸人・適
法転借人の間にもその成立を承認する。
すなわち、賃借物が滅失・毀損した場合
に、転借人に過失がなければ直接訴権は
生じないが、転借人に過失があるが賃借
人には過失がないときでも、「転貸借契
約の性質から、賃借人は賃借物の使用収
益に関する転借人の過失について担保責
任を負っている」(一〇三号一一三頁)

がゆえに、直接訴権の成立を認めるべき
だ、とする。また、賃貸借が終了した場
合において、その原因が合意解除であ
れ、法定解除であれ、原則として民法五
四五条一項但書により、これを転借人に
対抗しえない——転借人も賃借人へ債務
を履行してはいないときだけ、対抗しうる
——と解すべく、そのさいには、「賃
(転・石田注) 賃貸契約から生じる制約
の範囲内で、賃貸人と転借人との間には
双務的な法律関係が発生する」(一〇三
号一二〇頁)とされ、期間満了による終
了が転借人に対抗しえないときも、同様
に解すべきだ、とする。賃貸借の終了を
転借人に対抗しうる場合には、賃貸人は
転借人に対して民法六一三条に基づき直
接に目的物の返還を請求できる、と説く
のが加賀山説である。さいごに、この説
のひとつの特徴が、「民法六一三条の起
草者である梅博士は、転借人に対する賃
貸人の直接訴権のみを認めて、逆の関係
である賃貸人に対する転借人の直接訴権
はこれを否定した。」(一〇三号一三〇
頁)しかし、法典調査委員会における反
対論に対する「梅博士の答弁は一貫性が
なく、説得力を欠いている」(同上)し、
「梅博士の右の主張は正当ではないし、
梅博士自身のこれまでの主張とも一貫し
ていない。」(一〇三号一三二頁)とし
て、賃貸人に対する転借人の直接訴権を
認めるところにあることを指摘して、紹
介を終える。

三 この論文は、立法過程をたどりフランスを調べており、そのことじたいを問題としても興味ある指摘が随所にみられるが、基本的には、歴史的研究でもなく比較法的研究でもありえず、すぐれてDogmatischな研究である。その結論がすべて説得力をもつかはともかくとして、論旨は明快であり、フランス法に示唆を得ているとはいえ、構成的な法律学としては、高水準に到達していると思われ、民法学におけるこんごのひとつ、方向を示すもの、と評価しうる。加賀山氏が直接訴権という発想を民法六一三条の解釈——これにかぎっても、民法六一三条の任意法規性をどうみるか、氏の論調ならば貸借人と転借人間に契約関係を認める結果となるのではないか、転借人の失火のさい貸借人に帰責事由のないときの理由づけは強引ではないか、等の疑問が生じないわけではない——にとどめるのか、それとも、中間省略登記請求など他の制度にもこれを推及してゆこうとするのかは、興味をそそるところであるが、こんごを俟たねばなるまい。立法者の意思をいちおう根拠に据えながらも、論理一貫性を欠くとして立法者意思を誤り、と断定する手法から推すときは、氏の直接訴権なる発想が拡大される可能性を否定できるように思われる。そうだとすれば、氏とまったく対蹠的に、もっぱら精緻な利益衡量のもとに、直接請求権の認否を問う鈴木論文は、加賀山論文と

対比すべき恰好の労作といわねばなるまい。

四 鈴木氏は、民法六一三条や自賠法一六条一項によって直接請求権——氏が、さしあたり金銭の直接請求権のみを念頭に置いていることに、注意する必要あり——が認められている場合以外に、なお直接請求権を認めるべきかを、つぎの三例に即して検討する。すなわち、「(1)Mは、Yからその所有のブルドーザーを修理費Y負担の約定で賃借していたが、故障したので、Xに修理を依頼し、修理完了後に修繕代金未払のままXから返還をうけ、その後間もなく倒産した。YがM方からこのブルドーザーを引上げてきたとすると、Xは、Yに対して修繕代金の支払を求めうるか。(2)Yから商品を購入したMが、代金未払のまま、これをXに転売し、MX間の特約にもとづき、代金はXからYに交付された。XM間およびMY間の両売買契約がともに無効な場合、XはYに対し支払った代金の返還を求めうるか。(3)Xから商品販売の委託をうけたMは、これを自己の名においてYに売渡し引渡したが、代金受領前に破産した。Xは、Yに対して代金の支払を求めうるか。」(三三三頁)というのである。これらにつき、X↓Yの直接請求権を承認することによる具体的影響、直接請求権承認の法的構成と請求権者の優位の程度を精細に検討したのち、氏は、問題につき否定的態度を示し

ている。その理由はこうである。(1)(2)につき直接請求権を認めることは比較的容易ではあるが、(1)の場合に代弁済請求権の代位行使という構成をとる以外は、XのG(Mの債権者)に対する排他的優位(加賀山流にいえば競合の排除、鈴木氏の用語では、確乎たる優位)強い優位)をもたらずことはかなり困難で、「Xの優位は、YがMに支払わないでいてくれていることにかかるといふ不安定なもの(「弱い優位」)(三三三頁)にすぎず、「このように、Yの気持一つでXの死命が制せられることは、どうい合理的な解決とはいえない。」(同上)からである。またもし、Xに強い優位を与えるべきかといえ、債権者平等原則の例外は、動産売質の先取特権のように、MのXに対する負債(Xの債権)と牽連関係の存するMの資産(動産・Yに対する債権など)につき制定法によって認められているが、解釈によって、この牽連関係をはひろく承認するときは、社会的弱者である一般債権者を犠牲に供する結果となるからである。結論として、鈴木氏は、「対第三債務者の直接請求権の承認という形での特定の債権者への強い優位の賦与は、解釈論としても立法論としても、広範にはこれを認むべきではなく、責任保険の場合のように、二つの債権者の牽連関係がきわめて強く、特定の債権者の満足を他の一般債権者の犠牲において図っても、それがむしろはっきりと

衡平に適する場合のみ、認むべきだ、ということになる。」(三三五頁)という。

五 鈴木氏のいうごとく、一般債権者はおおむね社会的弱者であり、これをつねに念頭に置くことは、たしかに必要なちがいないが、そもそも、当然に債権者が債務者の債権を手中に入れうる、というのはきわめて例外であることも、喋々するまでもない。いわんや、一方的意思によって契約関係のごとき法律関係を発生させるにおいておや、ともいいうるであらう。民法六一三条を直接請求権を認めた規定とみることは、解釈論としては十分可能であって、これに関する加賀山氏の理論構成は見事と評しうる。しかし、これを拡張して「賃借物が賃借人の下で滅失・毀損した場合の法律関係や、賃貸借契約が終了した場合の法律関係をも、賃貸人の利益と転借人の利益を調和させつつ、すべて統一的に解明することができるのである。」(一〇三号—一三六頁)と断定するには、いささか躊躇を覚える——氏がいまままで深くは触れられなかつた問題を探り上げ、これに対して法的構成を与えた点、構成のたしかさなどに敬意を払うにしても——。しかしいづれにしても、手法の異なる両氏が直接訴権・直接請求権を掘り起こし、立ち入った検討を加えたことは、民法学界へ一石を投じたもの、と評価しうる。